

唐津市立加唐小中学校「学校いじめ防止基本方針」

平成27年4月1日 改訂
令和2年4月1日一部改訂

1 策定の意義

いじめは、人権の侵害であり、子どもの身体や人格を傷つけ、時として死にも至らしめるものであることから、決して許されるものではない。

いじめから一人でも多くの子どもを救うためには、「いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起りうる」との認識を持ち、学校が一丸となって組織的に対応することはもとより、一人ひとりの人が、それぞれの役割と責任を自覚し、社会がかりで取り組むべきものである。

このため、本校では、平成26年4月に「加唐小中学校いじめ防止対策委員会」を設置し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応に取り組んでいるが、平成25年9月に施行されたいじめ防止対策推進法第11条に規定するいじめ防止基本方針を参照し、さらなるいじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進することを目的として、加唐小中学校いじめ防止基本方針（以下「加唐基本方針」という。）を策定する。

本校における「いじめ防止のための基本的な姿勢」を以下に示す。

- (1) いじめを絶対に許さない学校、学級、部活動をつくり、思いやりのある、感謝の心を大切にする児童生徒を育成するとともに、児童生徒及び教職員の人権感覚を高め、道徳教育を充実することで生命を尊重する教育を推進する。
- (2) 児童生徒と教職員が共に学び合う、支え合う学校を創造し、校内における温かな人間関係を築く。
- (3) いじめの未然防止、早期発見に努めるため、児童生徒をきめ細かく見守る体制の整備、教職員の資質能力の向上を図る。
- (4) いじめ問題には適切な指導を迅速に行うとともに、保護者・地域そして関係機関との連携を深め、早期に解決を図る。

2 いじめ防止等に関する基本的な考え方

いじめの防止等の対策に関する基本的な考え方は、次のとおりとする。

- ・ すべての児童生徒が安心して学校生活を送り、様々な活動に取り組むことができるよう努める。
- ・ いじめは、いじめを受けた児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼす許されない行為であることを、児童生徒が十分に理解できるようにする。
- ・ いじめを受けた児童生徒の生命・心身を保護することを第一義に、県、市町、学校、地域住民、家庭その他の関係者の連携のもと、いじめ問題を克服することを目指して行う。

3 いじめ防止等のための指導体制・組織

本校は、校長のリーダーシップのもと、法第13条の規定に基づく以下に掲げる組織を設置することとし、組織の適切な運用及び連携の強化を図ることで、加唐基本方針に基づくいじめの防止等のための対策がより実効的なものとなるよう努める。

本校は、学校の内外におけるいじめの防止等の措置を効果的に行うため、法第22条に基づく学校いじめ防止対策委員会（管理職、学年主任、生徒指導主事、教育相談担当、養護教諭、学級担任以下「学校委員会」という。）を設置する。

学校委員会は、主に以下の内容を担うものとする。

- ・ 学校におけるいじめの防止等のための対策の充実に関する協議を行う。
- ・ 学校で発生したいじめについて、支援・指導体制及び対応方針を決定するとともに、いじめの解消及び再発防止に関する協議等を行う。

4 いじめの未然防止の取組

いじめの未然防止の基本は、児童生徒が周囲の友人や教職員との信頼関係の中で、安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活動できるような授業づくりや集団づくり、学校づくりを行っていくことである。児童生徒たちに集団の一員としての自覚や自信が育まれることにより、互いに認め合える人間関係・学校風土を児童生徒自らが作り出していくものと期待される。

(1) いじめについての共通理解

いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点などについて、職員会議や校内研修で周知を図り、日頃から教職員全員の共通理解を図る。また、児童生徒に対しても、全校（学年）集会、学級活動などで教職員が日常的にいじめ問題に触れ、「いじめは人間として絶対に許されない」との雰囲気を学校全体に醸成していく。

【具体的取組内容】集会時の教職員の講話、児童・生徒会からの呼びかけ

(2) いじめに向かわない態度・能力の育成

学校全体を通じた道徳教育や人権教育の充実、読書活動・体験活動などの充実により、児童生徒の社会性を育むとともに、幅広い社会体験・生活体験の機会を設け、他人の気持ちを共感的に理解でき、自分と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。また、自分の言動が相手や周りにどのような影響を与えるか判断して行動できる力など円滑にコミュニケーションを図る能力を育てる。

【具体的取組内容】職場体験活動、ボランティア活動

(3) いじめが生まれる背景への対応

いじめの加害の背景には、勉強や人間関係等のストレスが関わっていることを踏まえ、授業についていけない焦りや劣等感などが過度のストレスにならないよう、分かる授業づくりや一人ひとりを大切にした丁寧な補充指導を実施していくとともに、学年や学級、部活動等での人間関係を十分に把握して一人ひとりが活躍できる集団づくりを進めていく。また、ストレスを感じた場合でも、それを他人にぶつけるのではなく、運動や読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに対処できる力をスクール・カウンセラー等と連携して育成する。

【具体的取組内容】ＩＣＴ利活用等の分かる授業づくりや計画的・継続的な補充指導の実施
ソーシャルスキル・トレーニングや教育相談、生活実態調査の実施

(4) 自己有用感や自己肯定感の育成

児童生徒の居場所や出番のある「支持的風土」が校内全体に醸成される中で、児童生徒が自己有用感や自己肯定感を抱けるよう努める。

【具体的取組内容】授業等の日々の教育活動、児童・生徒会活動

　　体育大会・文化祭等の学校行事

(5) 児童生徒自らがいじめについて学び、取り組む場の設定

児童生徒自らがいじめの問題について学び、そうした問題を主体的に考え、児童生徒自身がいじめの防止を訴えるような取組を児童・生徒会が中心となって活動し、「いじめられる側にも問題がある」、「いじめを見ているだけなら問題はない」などは、誤った考え方であることを主体的に学んでいく場を設定する。

【具体的取組内容】児童・生徒総会、児童・生徒集会の活用

(6) ネットいじめへの対応

ネット上の不適切な書き込み等の実態や様々な被害の状況については、報道や事例を通して理解を深めるなど情報モラル教育を進め、未然の防止に取り組む。

【具体的取組内容】警察や専門的な機関によるネット被害防止等の講演等の実施

学校ネットパトロールの実施（佐賀県・唐津市教育委員会と連携）

(7) 教職員の指導上の留意点

教職員の不適切な認識や言動が児童生徒を傷つけたり、他の児童生徒によるいじめを助長したりすることがないよう、校内研修等で指導の在り方について研修を行う。

教職員による「いじめられる側にも問題がある」という認識や発言は、いじめられている児童生徒を孤立させ、いじめを深刻化させることになる。

【具体的取組内容】校内研修会、教育相談研修会における共通理解、資質向上

5 いじめの早期発見の取組

(1) 情報交換の充実による情報の共有

いじめは教職員や保護者の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に覚知・認知するようにしていく。

このために、日頃から児童生徒の見守りや信頼関係の構築に努め、アンテナを高く、広く保つことにより児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さないようにするとともに、教職員相互が積極的に児童生徒の情報交換を行い、情報を共有していく。

【具体的取組内容】職員会議、生徒指導に係る情報交換会

(2) 早期発見のための手立て

定期的に児童生徒及び保護者対象のいじめアンケート調査や教育相談の実施等からいじめの実態把握に取り組むとともに、学活ノート等による情報収集、休み時間、放課後等における児童生徒との雑談等によりその様子に目を配ることで、いじめの早期発見に努める。

児童生徒や保護者が抵抗なくいじめに関して相談できるよう、保健室や相談窓口等について広く周知していく。

【具体的取組内容】児童生徒及び保護者対象いじめアンケート調査（6月・11月）

随時の学校生活調査、教育相談の実施、学活ノートの活用

臨場指導の徹底

(3) 相談体制の拡充

校内に相談窓口、定期的な教育相談などを設定するだけでなく、いじめ相談に関する相談機関を周知し、深刻な事態に至る前に迅速かつ的確に対応する。

【相談機関】S C、S S W、青少年支援センター、電話相談「学校いじめホットライン」

「心のテレホン」、「ヤングテレホン（警察内）」

「佐賀こころの電話（精神保健福祉センター内）」

6 いじめ事案への対応

(1) いじめの発生時の対応

① いじめの覚知から認知への対応

「いじめではないか」という事案を発見・通報を受けた場合の対応は次のとおりとする。

- ・ 学校委員会を招集し、当該児童生徒や関係者から事実確認等を行う。
- ・ 学校委員会においていじめが疑わると察知した（覚知）場合には、市教育委員会（含鎮西支所）、西部教育事務所（含北部支所）、県教育委員会学校教育課に第1報（覚知報告）を行う。
- ・ いじめの認知に伴う対応状況について第2報（認知報告）を市教育委員会（含鎮西支所）、西部教育事務所（含北部支所）、県教育委員会学校教育課に行う。
- ・ 本校教職員以外の委員（以下「外部委員」という。）を含めた拡大いじめ防止対策委員会（以下「拡大委員会」という。）に、認知に至った経緯について報告するとともに、学校におけるいじめ防止対策の充実に関することについて協議する。なお、いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものがあると認める場合は、唐津警察署と連携して対処するとともに、適切な援助を求める。
- ・ 拡大委員会における協議内容、今後の対応・対策内容について、市教育委員会（含鎮西支所）、西部教育事務所（含北部支所）、県教育委員会学校教育課に報告する。

② 被害児童生徒及び保護者への対応

- ・ いじめられた児童生徒から事実関係の聴取を行う。生徒の個人情報やプライバシーには十分留意する。
- ・ 家庭訪問等により、その日のうちに保護者に事実関係を伝える。当該児童生徒や保護者に対して、徹底して守り通すことや秘密を守ることを伝え、不安の解消に努める。
- ・ 当該児童生徒にとって信頼できる友人や教職員等と連携し、児童生徒に寄り添い支える体制をつくる。
- ・ 当該児童生徒が安心して学習その他の活動に取り組むことができるような環境を確保する。
- ・ いじめが解決したと思われる場合でも、継続して十分な注意を払い、必要な支援を行う。

③ 加害児童生徒及び保護者への対応

- ・ いじめた児童生徒から事実関係の聴取を行う。いじめが確認された場合は複数の教職員が連携して組織的にいじめをやめさせ、その再発を防止する措置をとる。
- ・ 迅速に保護者に連絡し、事実に対する保護者の理解や納得を得た上で、謝罪等に対する保護者の協力を求めるとともに、継続的な支援を行う。
- ・ 当該児童生徒へは、いじめは人格を傷つけ、生命、身体又は財産を脅かす行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させる。
- ・ 当該児童生徒が抱える問題など、いじめの背景にも目を向け、安心・安全、健全な人格の発達に配慮する。

④ いじめが起きた集団への対応

- ・ いじめを見ていた児童生徒へも自分の問題として捉えさせる。
- ・ 誰かに知らせる勇気を持つことや、いじめに同調していた児童生徒には、いじめに加担する行為であることを理解させる。
- ・ 学級や学年全体で話し合う場を設け、いじめは許されない行為であり、根絶しようという態度を育成する。
- ・ 全ての児童生徒が、集団の一員として互いを尊重し、認め合う人間関係を構築できるような集団づくりを進めていく。

(2) 重大事態への対応

法第28条第1項第1号及び第2号には、重大事態を次のように説明している。

〈第1号〉いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。

〈第2号〉いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

第1号の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受ける児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、下記のようなケースが想定される。

- ・児童生徒が自殺を企画した場合
- ・身体に重大な傷害を負った場合
- ・金品等に重大な被害を被った場合
- ・精神性の疾患を発症した場合

第2号の「相当の期間」については、国の基本方針では不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安にしている。ただし、日数だけではなく、児童生徒の状況等、個々のケースを十分把握する必要がある。

学校は上記のような重大事態と思われる案件が発生した場合には、「いじめ発生時の対応」に準じて行動するとともに、以下の点にも配慮し対応する。

- ① 当該重大事態の性質に応じては唐津市の『いじめ等問題対策委員会』を要請し、関係機関の協力を得ながら、被害及び加害児童生徒の保護者への情報（伝達）共有を含め、迅速ないじめの解消に当たるとともに、再発防止に向けた取組はもちろんのこと、改めて生徒が安心して教育を受けられるための学校再建に着手する。
- ② 被害、加害の関係のあった児童生徒が深く傷つき、また他の児童生徒や保護者や地域に不安や動搖が広がる場合がある。児童生徒や保護者への心のケアと落ち着いた学校生活を取り戻すための支援に努める。

7 いじめの再発防止への取組

(1) 「いじめの解消」の周知徹底

県教育委員会が定義している「いじめの解消」について、周知及び取組の徹底を図る。

※「いじめの解消」とは

認知したいじめについて、被害児童生徒へのケアや加害児童生徒への指導など、学校による適切な措置が行われた後、双方の保護者も交えた謝罪の場を設けるなど、一定の解決が図られた後、3か月以上その後の観察や面談などを行い、通常の生活に戻ったと判断できる状態

(2) いじめからの立直り支援

被害児童生徒がいじめから立ち直ることができるよう、当該児童生徒の状況に応じ、適応指導教室等の関係機関と積極的に連携した取組を行う。

また、加害児童生徒についても、当該児童生徒がいじめに至った背景等を踏まえ、必要に応じて警察が実施する立直り支援活動等と積極的に連携した取組を行う。

(3) いじめ問題に対する学校評価の適正な運用

いじめの有無や発生件数など結果のみを評価するのではなく、児童生徒に対する日頃の理解、いじめの未然防止や早期発見・早期対応の取組、いじめが発生した際の迅速かつ適切な対応、いじめに対する組織的な取組等、学校がいじめの再発防止につながる学校評価を行う。

(4) 具体的には、下記の内容について積極的に取り組む。

- ・児童生徒自らがいじめを排除する意識を高めるような人権教育、道徳教育、体験活

動等の充実

- ・ 早期発見のためアンケート調査や教育相談の充実
- ・ 教職員のいじめに対する意識や指導力向上のための研修の充実
- ・ 担任等がいじめの問題を一人で抱え込まないための雰囲気づくりとシステムの確立

8 職員研修

全職員が、「いじめ」に対しての定義を理解し、アンテナを高く危機意識を持てるよう、定期的な校内研修を行う。また、校外研修等にも教職員を積極的に派遣し、得た情報の報告を義務付け、全教職員で情報の共有化を図る。

9 取組体制の点検及び評価について

いじめの未然防止、早期発見に係わり、下記の項目について点検を行う。

- ◆ 日常の児童生徒の観察やいじめにつながる実態の早期発見に努めているか
- ◆ 児童生徒の変化や変容、気になる児童生徒の現状等について教職員で情報交換できているか。
- ◆ 学級担任と部活動顧問との情報交換ができているか。
- ◆ いじめ防止、発見、事実確認等について、保護者等との連携はできているか。
- ◆ いじめだけでなく、気になる事案について、迅速かつ的確な対応ができているか。

〈いじめの定義〉

【平成 18 年度からの定義】

本調査において、個々の行為が「いじめ」に当たるか否か判断は、表面的・形式的に行うことなく、いじめられた児童生徒の立場に立って行うものとする。

「いじめ」とは、「当該児童生徒が、一定の人間関係のある者から、心理的、物理的な攻撃を受けたことにより、精神的な苦痛を感じているもの。」とする。(※)

- 「一方的に」「継続的に」「深刻な」といった文言を削除
 - 「いじめられた児童生徒の立場に立って」「一定の人間関係のある者」「攻撃」等について、注釈を追加
- ※ いじめ防止対策推進法の施行に伴い、平成 25 年度から以下の通り定義されている。
- 「いじめ」とは、「児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係のある他の児童生徒が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。」とする。なお、起きた場所は学校の内外を問わない。
- 「いじめ」の中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談すること重要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向への配慮のうえで、早期に警察に相談・通報のうえ、警察と連携した対応を取ることが必要である。

いじめ発生時の対応

唐津市立加唐小中学校

